| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容　※小文字記載は指摘事項の概要 | 措 置 等 の 状 況 | 対　応 |
| --- | --- | --- |
| 第５　税務事務に関するその他事項の検討 |
| 第５【４】その他４．ｅＬＴＡＸによるサービス提供について（２）意見①eLTAXのサービス提供メニューを拡充すべき | 地方税ポータルシステム（ｅＬＴＡＸ）とは社団法人地方税電子化協議会が運営するシステムであり、地方税の申告、申請、納税などの手続をインターネットを利用して電子的に行うシステムである。府が提供するｅＬＴＡＸのサービスメニューは法人二税の電子申告のみで、その他の税目・手続についてはｅＬＴＡＸのサービスを提供していない。ｅＬＴＡＸの導入により府の賦課徴収事務の業務効率が向上するとともに、納税者の利便性の向上が期待できるところであり、サービスメニューの拡充を検討すべきである。特に申請・届出のサービスについては、ｅＬＴＡＸ運用中の府内市町村のうち貝塚市を除くすべての団体が導入していることもあり、利便性向上の効果が大きく、システム改修等の費用も大きくないと考えられるため、早急にサービスを提供すべきである。また、電子納税についても、大阪市は導入しており、現状では大阪市税を電子納税しても府税は銀行等に赴いて納付する必要があることから、現状は納税者の利便性を損なっていると考えられる。システム改修等の費用を勘案する必要はあるが、電子納税サービスの導入を積極的に検討することが望まれる（意見番号44）。 | ｅＬＴＡＸについては、これまでの電子申告に加え平成23年４月１日から電子申請・届出等のサービスを開始した。電子納税については、既に導入している府県での利用実績や費用対効果、府の財政状況等を勘案しながら引き続き検討した結果、ｅＬＴＡＸの電子納税を含めて、平成27年度より導入する。 | 措置 |
| 第６　債権管理事務の検討（税金・貸付金以外の債権を対象） |
| 第６【２】監査の結果及びこれに添えて提出する意見２．個別債権に対する監査の結果及び意見（７）補助金交付決定額の一部取消に伴う返還命令金②意見（Ａ）法人の財政状態を把握し、継続的な回収努力が必要 | 現在の返還状況は債権残高に対して５％以下であり、平成21年度の返済実績から算定すると、元本完済までに100年近く要することになる。しかし当法人に対しては府以外の多額の債権者も存在し、この中には一般債権である府債権より優先弁済権を有する債権もあるため、府が施設の差押え等による強制徴収を申し立てても実効性はない。当該債務が解消された後には、府への返済額が増加することが期待されることから、施設の入所者の生活に多大な支障をきたすことがないよう、法人の健全経営に配慮しつつ早期の返済を求めているところである。今後、法人の財政状態を把握しつつ、着実な回収努力を続けていく必要がある(意見番号60)。 | 平成25年度の包括外部監査の指摘を踏まえて引き続き法人と返済額についての協議を行い、確実な回収に努めていく。 | 経過報告 |
| 第６【２】監査の結果及びこれに添えて提出する意見２．個別債権に対する監査の結果及び意見（８）障害者扶養共済制度掛金②意見（Ａ）回収可能性を判断して適時に不納欠損処分を行うべき | 平成21年度末時点の収入未済額一覧によると、最も長期間にわたって滞留している債権は昭和49年に発生した4,100円（３件）であり、加入者はそれぞれ昭和61年、平成元年、平成10年に脱退していた。債務者からの時効の援用がなかったため時効が成立していないことから不納欠損処分がなされていなかった。平成21年度末の収入未済額108,011千円のうち、脱退者に係る分は105,558千円であり、約98％を占めている。脱退者の滞納債権については、脱退した滞納者にとって滞納掛金を支払うことに何のメリットもなく、滞納債権の納入が期待できない。また、債権発生から35年以上も経過した債権であることから、債務者の中には民間の保険と同様、掛金を支払わないことによって自然と脱退したものと考え、今さら掛金を支払うことなど全く考えていない脱退者もいると予想される。このため、時効期間が経過した脱退者に係る滞納債権については不納欠損処分することが望まれるが、当債権は私債権であるため、債務者からの援用がなければ時効とならないことから、過去において不納欠損処分を行った事例がない。私債権の時効期間である10年が経過した債権等、回収可能性の乏しい債権については新条例に基づく債権放棄を行ったうえで不納欠損処分すべきである（意見番号61）。 | 指摘のあった時効期間を経過している脱退者に係る滞納債権については、現地訪問などを通じて債権ごとに実態把握を進め、回収可能性を見極めた上で、回収不能の債権については債権放棄に向けた取組に努めていく。平成25年度においては、9,471,600円を不納欠損処理。平成26年度においては、条例第６条第２項第４号及び条例第６条第３項による債権放棄による債権放棄を検討している。 | 経過報告 |
| 第６【２】監査の結果及びこれに添えて提出する意見２．個別債権に対する監査の結果及び意見（８）障害者扶養共済制度掛金②意見（Ｂ）債権管理マニュアルを厳格に適用すべき | 大阪府障害者扶養共済制度条例（以下「条例」という。）第18条第３項及び同施行規則第14条によると、知事は加入者が掛金の支払いを３カ月以上滞納したときは、加入者を脱退させることができると定められている。しかし府においては、当条例はあくまで「できる」規程であり、過去５年間において強制的に脱退をさせた例は７件に留まる。長期滞納者に対しても加入継続を認めてきたのは、制度趣旨に基づき障がい者をもつ家族の意思を尊重して個々のケースを考慮したためであり、加入者の全てに対して、公平に継続を認めてきた結果である。しかしながら、期間を区切らずに滞納者の継続加入を認めて、その間府が滞納者の掛け金を機構に支払い続けることは、通常納付者との公平性の観点から問題である。ついては、加入者の状況に十分配慮した納付指導に努め、度重なる指導をもっても納付意思を示さないような債務者に対しては、強制脱退させるなど「大阪府障がい者扶養共済制度債権管理マニュアル」を厳格に適用すべきである（意見番号62）。 | 指摘のあった加入者への納付指導については、加入者の滞納状況や生活実態を踏まえ、必要に応じて分割納付について案内した。なお、納付意志を示さない加入者については、脱退に向けた取組を実施し、昨年度５件の脱退があった。今後の取組にあたっては、税政課債権特別回収・整理グループと連携を図り整理・回収に向けた具体的な取組に努めていく。 | 措置 |
| 第６【２】監査の結果及びこれに添えて提出する意見２．個別債権に対する監査の結果及び意見（８）障害者扶養共済制度掛金②意見（Ｃ）債務者別・発生年度別の未収金の明細書を作成し、タイムリーな督促を行うべき | 対象者が当月以前にも滞納している掛金がある場合にはこれらを別途集計した明細書を毎月、同封し債務確認及び督促を行っている。また、債務者別の督促状況については、情報システム上では詳細記述ができないため、情報システムから基本情報を出力し、督促に係る記録を別の様式に手書で転記し、債務者別にファイリングしている。当記録を閲覧したところ、債務者別の督促状況の把握は良好であった。しかし、脱退済みの者や過年度にのみ滞納がある加入者については、毎月の督促の対象にならず、タイムリーな督促が行われていない。月次で、債務者別・発生年度別の未収金の明細書を作成して、更なる債権管理の強化に努めるべきである（意見番号63）。 | 指摘のあった月次の債務者別・発生年度別の未収金の明細書については、平成24年度において作成した。今後の債権管理については、月ごとの督促に加え、未収金の明細書も活用していく。 | 措置 |
| 第６【３】その他債権管理全般に関する指摘３．財産調査結果の積極的な共有化を行うべき | 府では、平成23年度より、一部の債権については、事業事務を行う主体と債権管理部門を区分し、債権管理を債権特別回収・整理チームに担わせることを予定している。当該チームの業務遂行により複数の債権を滞納している債務者の財産調査結果等の情報の共有を行うことができ、効率的な債権回収が可能になると考える。強制徴収公債権の回収にあたっては国税徴収法第141条を根拠とした「質問検査権」を有するため、回収時に得られた財産調査結果（例えば、個人の財産所有状況、連絡先、勤務先等）を強制徴収公債権同士の間では共有することは許されると考えられるが、非強制徴収公債権や私債権への共有はできないと考えられる。一方、「質問検査権」を有さない非強制徴収公債権や私債権については、他の私債権や非強制徴収公債権の回収のために利用することは許されないと考えられる。当チームにおいては個人情報の保護に必要な措置を取ることはもちろんであるが、法的に可能な範囲で財産調査結果については各債権間で共有化を図り、債権管理・回収に努めるべきである（意見番号66）。 | 従来、府税では、「質問検査権」で知り得た滞納者の財産調査結果の取扱いに関しては、守秘義務を遵守するため、極めて慎重かつ厳格に対応する立場を採り、他の債権との間では、共有していなかった。しかし、より効率的な債権回収を図る観点から、府税で把握している滞納者の財産調査結果を他の強制徴収公債権でも共有できるよう現在、準備を進めているところである。 | 経過報告 |